

財団法人雲柱社 賀川豊彦記念・松沢資料館 賛助会員規約

目的

第1条 この規約は、本財団が寄付行為第29条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、本財団の設置する賀川豊彦記念・松沢資料館（以下資料館）に対する協力と理解を高めることにより、事業活動の推進に資することを目的とする。

賛助会員

第2条 賛助会員は、本財団の趣旨に賛同し、本財団の事業である資料館の円滑な運営と事業に協力する者とする。

特典

第3条 本財団は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し次の事業を行う。

- (1) 入館無料。
- (2) 資料館が作成または発行する機関誌、定期刊行物の提供。
- (3) 資料館の企画する講演会、催し物などの案内。
- (4) 特別展、資料の複写等の割引サービスを受けることができる。
- (5) 貸し会場の利用について特別扱いとする。
- (6) その他第1条の目的を達成するために必要な事業の提供。

加入

第4条 賛助会員は本財団所定の手続きを経て加入するものとする。

会費

第5条 賛助会員は、年会費を納入するものとする。

2. 賛助会員には以下の種別をおき、それぞれの会費を定める。

但し、旧一般会員は当分の間従来通りとする。

個人会員

- (1) 維持会員 一口5千円 一口以上
- (2) 終身会員 一時納入30万円以上

団体会員

- (1) 維持会員 一口1万円 一口以上
- (2) 特別会員 年額 100万円以上

3. 賛助会費については、寄付行為第 30 条の規定により、理事会において決定する。

#### 退会・除籍

第 6 条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本財団に届出て退会するものとする。

2. 会費の納入を怠った場合、退会を求めることが出来る。

3. 本財団は、資料館運営を著しく妨げたものを除籍することが出来る。

#### その他

第 7 条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

#### 付則

この規約は、平成 18 年 5 月 31 日より施行する。